

平成28年度予算見積調書

課室名：文化振興課
 担当名：総務・財団担当
 内線：2877

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B17	県立文化施設指定管理事業費			一般会計	総務費	県民費	文化振興費	県立文化施設管理運営費		
事業期間	平成18年度～	根拠法令	地方自治法第244条の2、埼玉県彩の国さいたま芸術劇場条例第14条、埼玉会館条例第14条、	戦略項目						
				分野施策		050101 文化芸術の振興				
1 事業概要 県民が身近な場所で芸術性の高い舞台芸術公演を鑑賞でき、また、県民自らが創造的な芸術文化活動ができるよう、県立文化施設を効果的かつ効率的に管理運営していくため、指定管理者に対し、事業を委託するものである。 (1) 指定管理事業費 1,074,825千円 内訳：文化振興事業費 67,342千円 広報事業費 26,900千円 運営費 271,929千円 施設管理事業費 708,654千円 (2) 熊谷会館管理事務費 2,696千円				5 事業説明 (1) 事業内容 指定管理者制度により県立文化施設2館（埼玉会館、彩の国さいたま芸術劇場）を適正に管理運営し、県民に、優れた舞台芸術を鑑賞する機会と芸術文化活動を行なう場を提供する。 また、廃止した熊谷会館の管理を行う。 (2) 事業計画 平成28年度の主な公演 蜷川監督作品、ピアノ・エトワール・シリーズ、コンドルズ、松竹大歌舞伎、彩の国さいたま寄席等 (3) 事業効果 指定管理者による柔軟かつ専門性の高い施設運営により、多様化する県民ニーズに効果的・効率的に対応し、埼玉県における芸術文化事業をより積極的かつ円滑に実施して、県民生活の文化的向上と福祉の増進を図る。 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 指定管理者のもつノウハウを生かし、他の施設管理者等と連携して、単独では難しい作品の制作や、公演の招致等を効果的に行なっている。 (5) その他 改修工事により埼玉会館は、平成27年10月から平成29年3月まで休館である。						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1人=9,500千円										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	前年との対比
		使用料及び手数料	財産収入							
決定額	1,077,521	6,374	104					1,071,043	31,572	
前年額	1,045,949	8,863	130					1,036,956		